

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕 中心市街地活性化の目標

中心市街地の将来像及び前述の中心市街地活性化の基本方針の実現に向けて、本計画の期間内に実現すべき目標として以下の3点を設定する。

【目標1】 歩いて楽しい徒歩圏の実現

中心市街地の活性化の基本方針である、目的がなくてもそぞろ歩きが楽しめるまちなかの実現に向け、歩行空間の高質化と景観等の魅力化、ひとと自転車を優先する交通環境の充実等を進めるとともに、通過交通と生活交通の分離の促進等を図り、歩いて楽しい徒歩圏の実現を目標とする。

具体的には、中心部を南北に通る市道駅前三丁目若草線の車道拡幅と歩道整備、市役所と「おにクル」をつなぐ市道市役所前線の舗装の高質化と植栽、照明、ストリートファニチャー等の整備による歩行者環境の改善、人の活動や営みを集める拠点「2コア1パーク」を結ぶ「モール＝東西軸（中央通り・東西通り）」を歩きたくなる空間にするための沿道空間の活用促進や緑化、オープンスペースの確保、沿道の建物のまちに開かれた設え等の景観向上に向けた取組を官民双方に推進し、ひとが中心の歩いて楽しいまちなかの実現を進める。また、エリアを南北に縦断する元茨木川緑地においては、「おにクル」に隣接した自然に触れ合える散策道としての活用を進め、歩くことそのものの来訪目的化も推進する。

【目標2】 魅力的な都市空間の整備・誘導

市民が気軽に訪れ、まちなかを楽しんで回遊するためには、訪れる目的となる場所の創出が重要である。市民が立ち寄りやすい魅力的な都市空間として広場やオープンスペース等の整備を進めるとともに、行きつけの店として親しまれるような店舗の立地誘導を進め、多様な市民にとってお気に入りの場所があるまちなかの実現を目指す。

具体的には、人の活動や営みを集める拠点「2コア1パーク&モール」の「2コア」である阪急茨木市駅、JR 茨木駅周辺において、市民の来訪目的になるような施設機能の充実と、建物の老朽化や交通の輻輳等の解消によって居心地の良い空間づくりを目指し、再整備の検討を進める。

また、創業への支援や店舗等開業に適した物件の掘り起こし、インキュベーション促進の取組等を行政・商工会議所・まちづくり会社・大学等が連携して展開し、市民の来訪目的となるような魅力的な店舗の立地を誘導する。まちなかへの来訪動機の増加に向けては、イベントの開催やSNS等を通じた情報発信も重要であり、市民や民間事業者、大学等の連携促進と調整が必要になることから、まちづくり会社によるそれらの取組を支援する。

【目標3】多様な主体が使いこなせるまちなかの実現

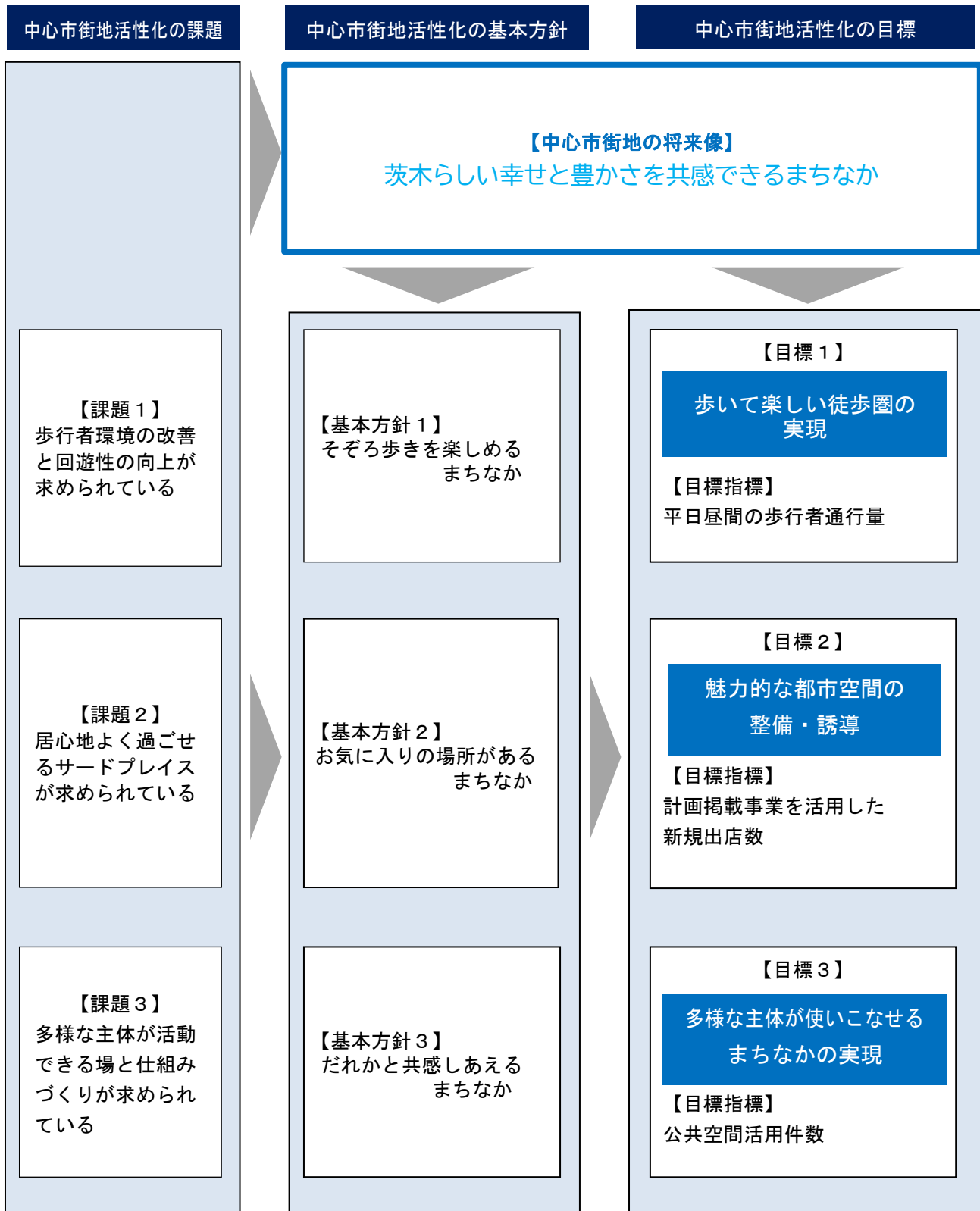
中心市街地内の公共空間において、定期的なイベントやマーケットの開催等、多様な市民や事業者等が関わり、出会い、交流が生まれることを誘発するような取組を推進し、人と人がつながり、共感を通じて自然に豊かさが醸成されるようなまちなかを目指す。第1期計画では、公共空間の活用について、許認可や安全対策をはじめ様々な課題を把握し、それらを踏まえて、多様な主体が公共空間をはじめとしたまちなかを使いこなせる仕組みや環境を整えていく。

具体的には、「2コア1パーク&モール」の都市構造を構成する「パーク」のうち、第1計画で整備されたおにクルに近接する「旧市民会館跡地」を公園に整備し、Park-PFI等の民間活力の導入、市民による活用促進等に取り組む、より市民が集いやすさや居心地の良さを高め、「パーク」における滞留性向上やエリア全体への回遊性向上に寄与する。

また、いばらきスカイパレットについて、まちづくり会社が主体となり、思い思いの「活動」が繰り広げられたり、人とのつながりにより新たな価値が生まれる多様性に満ちた場所として活用できるよう、管理運営や活用促進の仕組みを整え、魅力的な空間づくりや交流や活動の増加を図る。

また、岩倉公園に隣接し地域に開かれたキャンパスとなっている立命館大学では、開学前から市民・学生・教職員等が連携し取り組んできたコミュニティ共創プロジェクト、第1期計画から継続している市民開放施設を活用した地域連携イベントや市民向け講座の実施、スタートアップ支援や大学と地域・企業・自治体等と連携し新たな価値を創造する「TRY FIELD」の取組などが展開されていることから、多様な主体と地域をつなぐ拠点として、第2期計画でも引き続き活用を促進していく。

■ 中心市街地活性化の目標



〔2〕計画期間の考え方

計画期間は、令和7年度（令和7年4月）から、事業の効果が現れると見込まれる令和11年度（令和12年3月）までの5年間とし、その最終年度である令和11年度を目標年次とする。

〔3〕目標指標の設定の考え方

（a）定量的な指標の設定

中心市街地活性化の目標の達成具合を把握するために、「歩いて楽しい徒歩圏の実現」、「魅力的な都市空間の整備・誘導」、「多様な主体が使いこなせるまちなかの実現」の3項目において、目標指標を設定する。

① 歩いて楽しい徒歩圏の実現

「歩いて楽しい徒歩圏の実現」に向けて、本計画では安全・安心に移動できる歩行者空間の整備や、人と自転車を優先する交通ネットワークの再編、都市の可変性に対応できる柔軟かつ持続可能な都市づくりにより、ぶらぶら歩くと新しい発見があるまちなかの形成を目指す。第1期計画においても、同様の方針で、日常のまちなかの賑わいを高めていくことを目指していたことから、平日昼間の歩行者通行量を目標指標とし、定期的な指標の計測を行ってきた。本計画でも、引き続き事業効果を測る指標として、「平日昼間（9～17時）の歩行者通行量」を目標指標として位置付ける。

② 魅力的な都市空間の整備・誘導

「魅力的な都市空間の整備・誘導」については、商店街をはじめ、中心市街地内への魅力的な個店の集積を促すとともに、民間事業者への支援と連携により魅力ある沿道空間の誘導や歴史と自然を生かしたまちなかの誘導を行う。第1期計画においても、市民ニーズに合った質（業種・業態など）の店舗の増加の度合いを測ることのできる指標として、毎年計測・把握可能でかつ、本計画に掲載の事業の取組の成果を測ることができる「計画掲載事業を活用した新規出店数」を目標指標とし、定期的な計測を行ってきた。本計画でも、引き続き事業効果を測る指標として、「計画掲載事業を活用した新規出店数」を目標指標として位置付ける。

③ 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現

「多様な主体が使いこなせるまちなかの実現」に向けては、市民一人ひとりが主体となって使い方を考え、育てていく公共空間づくりや、まちなかで新たに活動・事業を始めたい人の支援、まちなかの情報発信などのソフトマネジメントの取組を進めることにより、多様な主体がつながり、共感しあえる共創のまちなかの実現を目指す。第1期計画においても、公共空間の活用により、新たな滞在・活動の場の創出に取組んでおり、取組の成果を測ることができる指標として、参考指標「公共空間活用件数」の把握を行ってきた。本計画では、「公共空間活用件数」を引き続き事業効果を測る目標指標として位置付ける。

(b) 目標数値の設定

①歩いて楽しい徒歩圏の実現

表 3-1 歩行者通行量の目標指標

目標指標	基準値 (R5)	推計値 (R11)	目標値 (R11)
平日昼間の歩行者通行量(人/日)	35,005 人/日	38,608 人/日	40,812 人/日 (事業効果:2,204 人/日)

1) 目標年度の推計値

平成 27 年から令和 5 年までの調査値から、各調査ポイントの数値の推移を回帰分析し、近似式を求め推計値を算出した結果、目標年次である令和 11 年では、基準値である令和 5 年から 3,603 人/日の増加が見込まれる。

表 3-2 各調査地点の目標年度の推計値

		R5(調査値)	R11(推計値)	R5-11増減	R11推計	R11目標値
A①	JR茨木駅商店街側エスカレーター	2,150	2,172	22	2,340	2,576
A②	JR茨木駅商店街側居酒屋前	174	168	-6		
B①	JR茨木駅阪急オアシス前エスカレーター	2,794	3,695	901	13,332	13,833
B②	JR茨木駅阪急オアシス前	1,258	1,463	205		
C①②	JR茨木駅立命館方面エスカレーター	6,530	8,174	1,644	1,119	1,921
D	市民会館跡地	1,815	1,119	-696		
E(①②の合算)	本通り商店街	13,666	15,054	1,388	15,054	15,509
F	阪急茨木市駅商店街側	3,644	3,440	-204	6,763	6,974
G	阪急茨木市駅市役所側	2,974	3,323	349		
	中心市街地内合計	35,005	38,608	3,603	38,608	40,812

注 1：調査地点 C①②（JR 茨木駅立命館方面エスカレーター）については R1 より（H30 の調査値が過年度と比して極端に低く、調査エラーが想定されるため令和元年～令和 5 年の調査値を元に回帰分析を実施、推計した数値を採用）

注 2：調査地点 E①②（本通り商店街）については、新型コロナウイルス感染症拡大期間中の行動変容の影響が大きかったことから過年度と比して極端な増加等がみられ、新型コロナウイルス感染症拡大下と同様の社会経済へのインパクトによる規模の増加が計画期間中も継続するとは考えにくいことから、アフターコロナ以降（令和 3 年～令和 5 年）の調査値を元に回帰分析を実施、推計した数値を採用

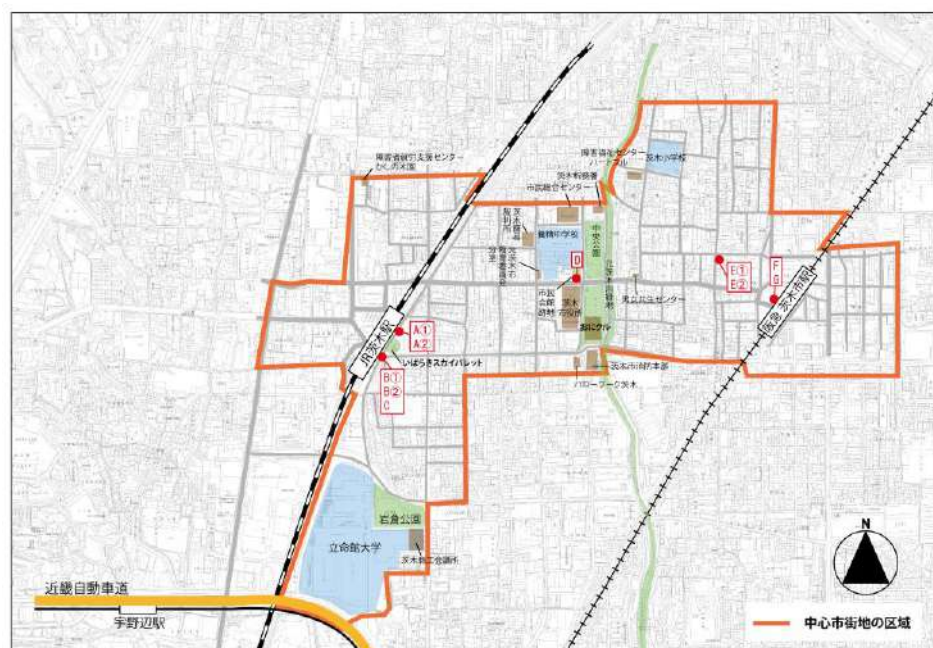


図 3-1 歩行者通行量調査計測地点

2) 事業による効果

歩行者通行量の増加に向けた各事業の実施による効果を以下の通り算定する。

＜公共空間活用事業＞

公共空間活用事業（駅前広場、公園等の活用等）の実施により、活用する公共空間と隣接する調査ポイントでの歩行者通行量増加分を事業効果として算定する。

i) (いばらきスカイパレットにおけるイベントの実施など公共空間の活用)

【調査地点 A～B～C における歩行者通行量の増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

ア) コンテナカフェやイベントによる来場者増加数 300 人／日

＊駅直結スペースであり徒歩分担率などはなしと考える

調査地点への分散の考え方

イ) ア) のうち調査地点 A・B・C の通過割合 90%

＊階段利用以外と想定

ウ) 調査地点を通過する来場者の各地点通過の分担率

A 茨木駅商店街方面 18%

B 阪急オアシス前 31%

C 立命館方面 51%

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分

ア) ×イ) ×ウ)

A 茨木駅商店街方面 49 人／日

B 阪急オアシス前 84 人／日

C 立命館方面 137 人／日

ii) (中央公園整備による新たな公共空間の利活用による効果)

【調査地点 D における歩行者通行量増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

ア) 新たな公園整備による来場者数の増加分 630 人／日

＊おにクル来館者 4,500 人／日のうち 70%にあたる 3,150 人が平日昼間の利用者、うち 20%が芝生広場を利用と想定、同等の利用者を見込む

調査地点への分散の考え方

イ) 調査地点通過割合 70%

＊新たな公園から調査地点 D への回遊 70%程度を目指す

ウ) 徒歩など分担率 65%

＊新たな公園に自家用車や自転車等で来る方を除く意図

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分

ア) ×イ) ×ウ) 287 人／日

＜回遊性向上事業＞

集客施設等から、中心市街地内の調査ポイントへの回遊誘導を目指したソフト事業（イベントやスタンプラリー的要素を有するキャンペーン、メンバーシップの実施等）の実施による歩行者通行量増加分を算定する。

i) (いばらきスカイパレットからエリア内ポイントへの回遊誘導)

【調査地点 D～G における歩行者通行量の増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

ア) コンテナカフェやイベントによる来場者増加数 300 人／日

イ) ア) のうち回遊誘導イベント等への参加率 10%

調査地点への分散の考え方

ウ) 回遊誘導イベント参加者の調査地点 A～C 以外の通過割合 50%

エ) 通過地点数 2 地点

オ) 往復回数 2 回

事業実施による対象調査地点の歩行者通行量増加分

ア) × イ) × ウ) × エ) × オ) 60 人／日

ii) (岩倉公園からエリア内ポイントへの回遊誘導)

【エリア全体の調査地点増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

ア) イベント 1 回あたりの 1 日来場者数 150 人／日

イ) ア) のうち回遊誘導イベント等への参加率 10%

調査地点への分散の考え方

ウ) 回遊誘導イベント参加者のエリア内調査地点への通過割合 50%

※岩倉公園に自家用車等で来る方を除く意図

エ) 通過地点数 2 地点

オ) 往復回数 2 回

事業実施による対象調査地点の歩行者通行量増加分

ア) × イ) × ウ) × エ) × オ) 30 人／日

iii) (新たに整備する中央公園からエリア内ポイントへの回遊誘導)

【調査地点 D 以外における歩行者通行量増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

ア) 新たな公園整備による来場者数の増加分 900 人／日

※おにクル来館者 4,500 人／日のうち 20%が芝生広場を利用と想定
同等の利用者を見込む

イ) ア) のうち回遊誘導イベント等への参加率 10%

※徒歩での来訪を前提とするため、交通手段の分担率は後に加味しない

調査地点への分散の考え方

ウ) 回遊誘導イベント参加者のエリア内調査地点への通過割合 50%

エ) 通過地点数 2 地点

オ)往復回数	2回	
事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分		
ア) × イ) × ウ) × エ) × オ)	180	人/日

iv) (おにクル来場者を対象とした回遊イベント)

【エリア全体の調査地点増加分】

事業実施による集客 (発生原単位)

ア)1日あたり施設利用者数 4,500 人/日

イ)徒歩等分担率 65%

ウ)昼間のみの施設利用率 70%

*10~18時を想定し 70%

エ) 回遊誘導イベント等への参加率 10%

*年間の実施割合

調査地点への分散の考え方

オ) 回遊誘導イベント参加者のエリア内調査地点への通過割合 50%

カ) 通過地点数 2 地点

キ) 往復回数 2 回

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分

ア) × イ) × ウ) × エ) × オ) × カ) × キ) 410 人/日

<沿道や歩道の整備事業>

i) (元茨木川緑地の整備)

【調査地点Dでの歩行者通行量増加分】

事業実施による集客 (発生原単位)

ア)おにクルの1日あたり施設利用者数 4,500 人/日

イ)徒歩等分担率 65%

ウ)昼間のみの施設利用率 70%

*10~18時を想定し 70%

エ)おにクル利用者のうち元茨木川緑地へと回遊する率 30%

調査地点への分散の考え方

オ) 調査地点Dへの通過割合 70%

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分

ア) × イ) × ウ) × エ) × オ) 430 人/日

ii) (市役所前線他沿道整備等による効果)

事業実施による集客 (発生原単位)

「1パーク (おにクル・中央公園)」での増加分

ア) おにクルの平日昼間の施設利用者数 3,150 人/日

イ)新たな公園整備による来場者数の増加分 900 人/日

*おにクル来館者 4,500 人/日のうち 20%が芝生広場を利用と想定、同等の利用者を見込む

ウ) 徒歩等分担率 65%

＊「2 コア (JR 茨木駅・阪急茨木市駅)」での増加分

エ) いばらきスカイパレットでのイベント等による来場者増加数 300 人／日

＊鉄道→徒歩と想定されるため徒歩等分担率は適用しない

調査地点への分散の考え方

オ) ア) イ) の「パーク」主要施設利用者及び

エ) の駅周辺来場者のうち沿道整備により回遊 (散歩) する率 5%

カ) エリア全体の調査地点の通過割合 50%

キ) 通過地点数 2 地点

ク) 往復回数 2 回

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分

{(ア) + イ)} × (ウ) + エ)} × オ) × カ) × キ) × ク) 293 人／日

＜店舗誘致事業＞店舗誘致による周辺での歩行者通行量増加分

【調査地点 E～F (商店街周辺) での歩行者通行量増加分】

事業実施による集客 (発生原単位)

ア) 店舗誘致件数 15 店舗／年

イ) 1 店舗あたりの平日昼間の来店者数 50 人／日

ウ) 徒歩等分担率 65%

調査地点への分散の考え方

エ) 調査地点 EF の通過割合 50%

オ) 通過地点数 1 地点

カ) 往復回数 1 回

事業実施による調査地点 EF の歩行者通行量増加分

ア) × イ) × ウ) × エ) × オ) × カ) 244 人／日

上記の合計により、事業による効果はエリア全体の計測ポイントにおいて、2,204 人/日が見込まれる。

＜参考 歩行者通行量増加に資する事業実施効果と各ポイントでの増加見込み＞

		R5 (調査箇所)	同方面内での 分担率	事業による増加分										店舗誘致	ポイントごとの 増加分			
				公共空間活用事業 *調査ポイントでの増加分のみ		回遊性向上事業						みちろみ（沿道や歩道の魅力化）						
						いばらきスカ イパレット	中央公園	いばらきスカイパレット		岩倉公園	中央公園					おにクル来場者		
								事業効果	(内訳)		事業効果					(内訳)	事業効果	(内訳)
A①	JR茨木駅商店街側エスカレーター	2,150	2,324	18%	49	-	-	3.0	20.0	-	-	41.0	-	29.3	-	236		
A②	JR茨木駅商店街側西側	174	-	-	-	-	-	3.0	20.0	-	-	41.0	-	29.3	-			
B①	JR茨木駅新念オアシス側エスカレーター	2,794	4,052	31%	84	-	-	3.0	20.0	180	-	41.0	-	29.3	-	501		
B②	JR茨木駅新念オアシス側	1,258	-	-	-	-	-	3.0	20.0	-	-	41.0	-	29.3	-			
C①②	JR茨木駅立命館方面エスカレーター	6,530	6,530	51%	137	-	-	3.0	20.0	-	-	41.0	-	29.3	-	244		
D	市民会館緑地	1,815	1,815	-	-	287	-	12	3.0	-	-	41.0	430	293	29.3			
E①	本通り商店街（緑島茨木市駅方面）	7,985	13,666	58%	-	-	-	12	3.0	20.0	-	-	41.0	-	29.3	455		
E②	本通り商店街（城野方面）	5,681	-	42%	-	-	-	12	3.0	20.0	-	-	41.0	-	29.3			
F	緑島茨木市駅商店街側	3,644	6,618	55%	-	-	-	12	3.0	20.0	-	-	41.0	-	29.3	211		
G	緑島茨木市駅市役所側	2,974	-	45%	-	-	-	12	3.0	20.0	-	-	41.0	-	29.3			
小計					270	287	60		30	180	410		430	293		244		
合計		35,005			557				680				723		244	2,204		

目標年度には、事業による効果以外の自然増により、基準値である令和 5 年から 3,603 /日の増加が見込まれること、事業による効果として、2,204 人/日が見込まれることを踏まえると、令和 11 年における平日昼間の歩行者通行量は 40,812 人/日 (令和 5 年の 16.6%増) と考えられる。

平日昼間の歩行者通行量
令和 5 年 → 令和 11 年

35,005 人/日 → 40,812 人/日

②魅力的な都市空間の整備・誘導

表 3-4 新規出店数の目標指標

目標指標	基準値 (R5)	推計値 (R11)	目標値 (R11)
計画掲載事業を活用した新規出店数 (店舗/年)	12.2 店舗/年 (R1～R5 平均)	12.2 店舗/年 (R1～R5 平均と同等)	15 店舗/年 (R7～R11 平均)

1) 目標年度の推計値

茨木市創業促進補助事業による過去 5 年間の実績は 42 店舗、小売店舗改築（改装）補助事業による過去 5 年間の実績は 15 店舗、まちづくり会社による事業による店舗誘致の過去 5 年間の実績は 4 店舗であり、計画掲載事業による新規出店数の過去 5 年間の平均実績は 12.2 店舗/年である。

2) 事業による効果

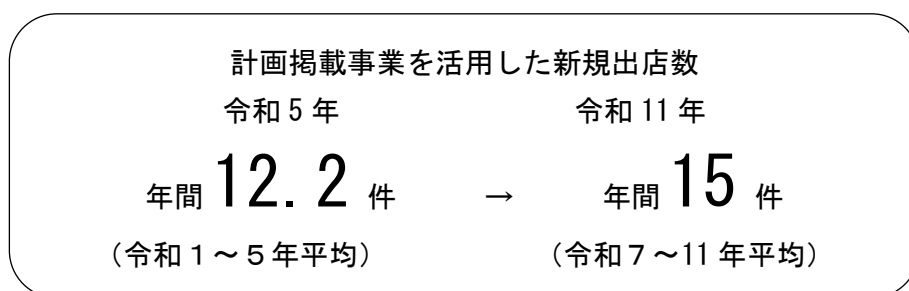
A) 茨木市創業促進補助事業と茨木市小売店舗改築（改装）補助事業の活用促進

茨木市創業促進補助事業と茨木市小売店舗改築（改装）補助事業の活用により新規出店を促進することで、令和元年から 5 年までの平均である年間 11.4 店舗から年間 14 店舗へ増加し、年間で 70 店舗の新規出店が見込まれる。

B) まちづくり会社による店舗誘致事業

まちづくり会社による店舗誘致事業により、不動産事業者と連携して不動産所有者と創業・出店意欲のある人を繋ぎ、遊休不動産の積極的活用を促進する。5 年間で年間 1 店舗、計 5 店舗の新規出店をマッチングする。

A) ～B) の合計により、5 年間で 75 店舗、年間平均 15 店舗の新規出店が見込まれる。



③多様な主体が使いこなせるまちなかの実現

図 3-5 公共空間活用件数の目標指標

目標指標	基準値 (R5)	推計値 (R11)	目標値 (R11)
公共空間活用件数(件/年)	99 件/年	123 件/年	153 件/年 (事業効果:30 件/年)

＜公共空間活用件数の定義について＞

公共空間の活用件数は、以下のエリア内の公共空間（岩倉公園、いばらきスカイパレット、中央公園、おにクル（芝生広場・大屋根広場）、元茨木川緑地、阪急茨木市駅西口駅前広場）について、大小規模を問わず人の集まるイベント実施のために利用申請があった件数とする。ただし、スポーツ団体の単なる練習、イベントの準備・片付けのための利用、一時的な物品の保管、駐輪場設置等のための利用は件数にカウントしない。

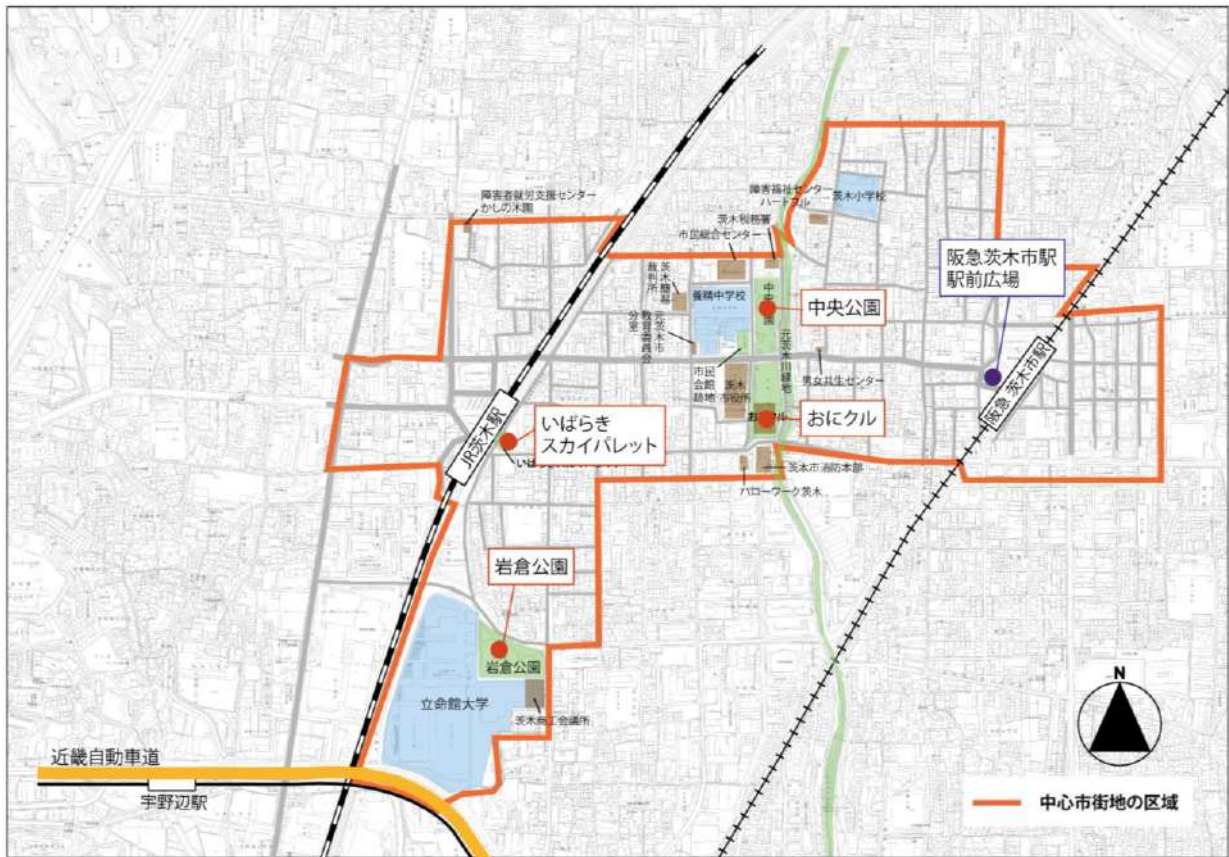
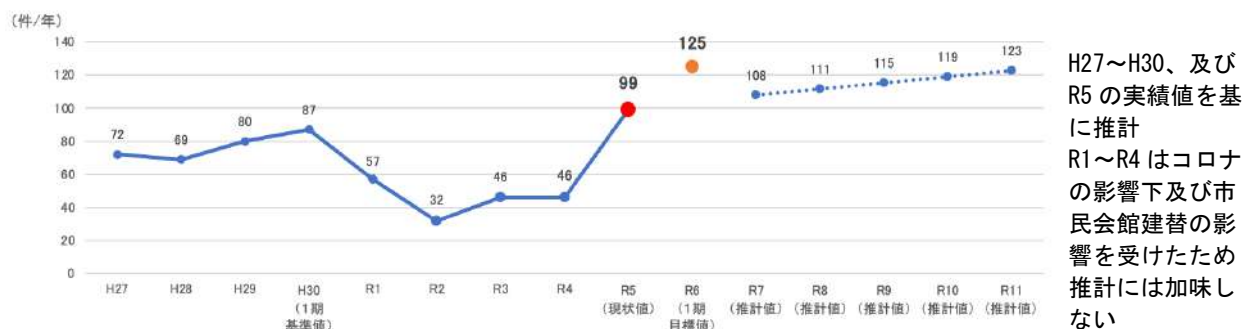


図 3-2 公共空間位置図

1) 目標年度の推計値

平成 27～30 年、及びアフターコロナにあたる令和 5 年の公共空間活用件数をみると、年間およそ 70～80 件程度となっている。コロナの影響下にあった令和元年～令和 4 年においては、公共空間活用件数が 30～50 件程度と落ち込んだが、社会実験による公共空間活用の取組は対象地・施設ではなかったため含まれておらず、市民や民間事業者の公共空間活用に対する機運が醸成されていることを踏まえると、目標年度もコロナの影響下でない年度と同様の傾向が続くことが予想される。

＜エリア内の公共空間の年間活用実績と推計値＞



2) 事業による効果

A) 中央公園整備事業（中央公園）

おにクル及び現在の中央公園グラウンドに隣接した位置（現 IBALAB@広場及び福祉文化会館敷地等）で、芝生広場や民間施設等を備えた中央公園を再整備する。この新たな空間において、現状の利用（中央公園）に加え、月平均 0.5 回のイベント増程度の活用促進を図ることにより、年間 6 件の活用増を見込む。

B) おにクル広場活用事業

「おにクル」の屋外公共空間（芝生広場・大屋根広場）において、月平均 0.5 回のイベント増程度の活用促進を図ることにより、年間 6 件の活用増を見込む。

C) 道路空間活用事業（いばらきスカイパレット）

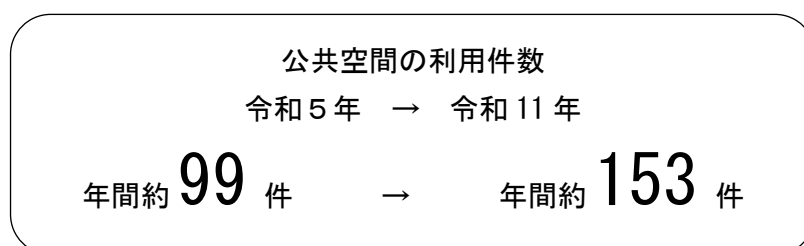
いばらきスカイパレットで、現状の利用に加え、それぞれ月平均 0.5 回のイベント増程度の活用促進を図ることにより、年間 6 件の活用増を図る。

D) 元茨木川緑地、市民会館跡地エリア

新たに整備された元茨木川緑地や本計画において整備を予定している市民会館跡地エリア（中央公園）でそれぞれ月平均 0.5 回のイベント増程度の活用促進を図ることにより、年間 12 件の活用増を図る。

A) ～D) より、事業による増加分は、年間 30 件が見込まれる。

目標年度における将来推計値が年間 123 件であること、事業による増加分が年間 30 件であることから、令和 11 年度末における目標数値を年間 153 件とする。



〔４〕フォローアップの時期及び方法

計画のフォローアップについては、毎年年度末に目標達成に係る各事業の進捗状況を把握し、各目標指標の達成状況と照らし合わせた検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、必要な改善等の措置を講じていくものとする。

各目標指標の達成状況についての具体的な調査方法については以下の通りとする。

①平日昼間の歩行者通行量

調査方法：平日の午前９時から午後５時までの通行量を測定（悪天候や特異日は避ける）

調査月：各年１１月

調査主体：市

調査対象：JR 茨木駅東口（５地点）、元市民会館前（１地点）、茨木阪急本通商店街（２地点）、阪急茨木市駅西口（２地点）の中心市街地エリア内計４箇所（１０地点）

算出方法：各地点の通行量を合計した数値

②計画掲載事業を活用した新規出店数

調査方法：茨木市創業促進補助事業・茨木市小売店舗改築（改装）補助事業の活用、まちづくり会社による店舗誘致事業により新規出店した店舗の年間件数を把握する。

調査月：各年３月

調査主体：市及びまちづくり会社

調査対象：茨木市創業促進補助事業・茨木市小売店舗改築（改装）補助事業所管課、まちづくり会社

算出方法：各事業の活用により新規出店した店舗数の合計値

③公共空間活用件数

調査方法：岩倉公園、いばらきスカイパレット、中央公園、おにクル（芝生広場・大屋根広場）、元茨木川緑地、阪急茨木市駅西口駅前広場でイベント等開催について市へと届出のあった年間件数を把握する。ただし、スポーツ団体の単なる練習、イベントの準備・片付けのための利用、一時的な物品の保管、駐輪場設置等など一般の集客・利用を目的としないものは件数にカウントしない。

調査月：各年３月

調査主体：市及びまちづくり会社

調査対象：岩倉公園、いばらきスカイパレット、中央公園、おにクル（芝生広場・大屋根広場）、元茨木川緑地、阪急茨木市駅西口駅前広場で開催される事業及びイベント

算出方法：各公共空間において届出のあったイベント等の合計値

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地は、古くから、商業、文化、行政などの施設が集積する場所として栄え、本市の玄関口である JR 茨木駅及び阪急茨木市駅間の地域を中心に発展してきた。

しかし、大阪万博開催にあわせて整備された駅前広場等の公共空間や複合商業施設（民間ビル）の老朽化が進んでおり、都市の可変性に対応できる柔軟かつ持続可能な都市づくりに向けて、現在の市民ニーズに合致した施設の整備・誘致や機能の更新が求められている。

また、本市では「ひと中心のまちなか」を実現するための交通環境の充実及び回遊性の向上の取組みとして、歩行者・自転車・自動車等の利用を区分し、それぞれの利用に配慮した市道茨木松ヶ本線や市道西中条奈良線、市道駅前太中線など中心市街地内の都市計画道路の整備を進めてきた。引き続き計画的な道路整備を進めるほか、中央通り・東西通りについては、安全・安心に移動できるゆとりある環境の整備と活動や交流につながる利活用の促進に向けて検討を進めるとともに、JR 茨木駅、阪急茨木市駅の駅周辺については「まちの玄関口」として位置づけ、交通結節機能だけでなく、市民がゆったりと滞在できるような憩える空間の創出を図るなど、中心市街地内の様々なエリアにおいて滞在・活動したくなる居心地の良い空間の整備が必要である。以上を踏まえ、中心市街地においては必要最低限のスペースと機能ではなく、新たな魅力と滞在・活動の場の創出が必要だと考えられることから、目標の達成に必要な事業を市街地の整備改善のための事業として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 阪急茨木市駅西口再整備検討事業

【事業実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前周辺において、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけではなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に向けて取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創造する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】市役所前線整備事業（仮称）

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	市庁舎とおにクルの間に位置する市役所前線を歩行者中心のランドスケープ的な空間として整備することにより、市庁舎と「おにクル」間の移動の安全性を確保するとともに、芝生広場に隣接するパーク機能としての価値向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	歩行者中心のランドスケープ的な空間の整備を行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】中央公園整備事業（仮称）

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	中央公園は、本市中心市街地の中心に位置し、スポーツやイベント等の活動場所として親しまれてきた一方で、平時は利用者が少なく、市中心部における貴重な公共空間を有効活用できていないことや、公園未整備区域に福祉文化会館が残置し公園整備ができない等の課題がある。よって、公園の魅力向上や利用者の利便性向上を図るため、Park-PFI 等の制度を活用し、民間活力を導入するとともに公園整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	公園整備により中心市街地に市民が集い、利活用できる居心地の良い空間を創出することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】市道駅前三丁目若草線道路改良事業

【事業実施時期】	令和２年度～令和８年度		
【実施主体】	茨木市（道路課）		
【事業内容】	用地買収、道路改良工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標１　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	幅員狭小な一方通行の道路を拡幅し歩道設置することにより、市役所周辺や市域中心部の交通の円滑化と歩行者等の安全確保を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和３年度～令和８年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】永代町南交差点改良事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（道路課）		
【事業内容】	交差点改良工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	府道八尾茨木線と阪急茨木市西口駅前広場の交差点において慢性的な渋滞が発生していることから、当該交差点を改良することにより、渋滞解消を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 阪急茨木市駅北東部交差点改良事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（道路課）		
【事業内容】	交差点改良工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	府道高槻茨木線と府道枚方茨木線及び市道双葉町島一丁目線が交差する当該交差点において、交差点形状が悪く、渋滞発生の原因となっているから、当該交差点を改良することにより、渋滞解消を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】（仮称）市役所玄関周辺整備事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（総務課）		
【事業内容】	市役所駐輪場整備、外構工事		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	駅前太中線、市役所前線の整備に伴う市役所への動線変更に対応するように庁舎の玄関周辺を整備し、利便性向上を図ることで平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 JR 茨木駅西口再整備検討事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	JR 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について、再整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図るとともに、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	JR 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 阪急茨木市駅西口再整備検討事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口駅前広場及びその周辺地区について、隣接する複合商業施設である駅前ビルの民間事業者による建て替え検討と合わせて再整備を検討し、新たな魅力と市民の滞在・活動の場の創出を図り、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	阪急茨木市駅西口駅前広場及びその周辺地区について交通の輻輳等の課題解決を図るとともに、市民が憩い、滞在できる居心地の良い駅前空間を実現することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 本町駐輪場整備事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課） / FIC ベース株式会社		
【事業内容】	本町商店街内にある買い物客用自転車駐車場として利用されている市有地について、商店街との連携によりイベントスペースとしての活用、駐輪区画・休憩スペースの再整備や効率的な管理運営方法の検討等を行うことにより、市民が買い物や飲食等をゆったりと楽しめるようにし、多世代が訪れ、利用したくなる新たな魅力と滞在・活動の場の創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本町駐輪場の利便性向上と新たな魅力の創出により、商店街の多世代の来街及び回遊を促進することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地における都市福利施設の整備状況をみると、公共施設においては、小・中学校、市庁舎、おにクル、市民総合センター（クリエイトセンター）、障害者就労支援センター、男女共生センターなどの公的機関や施設が立地している。特に令和5年11月に開館したおにクルでは、ホールやスタジオ、プラネタリウム、市民活動センター、こども支援センター、屋内こども広場、図書館などの文化・子育て支援機能が集積しており、子育て世帯をはじめ、中学生・高校生などの若年層、高齢者層など多世代の市民が日常的に憩い、活動する光景が見られる。また、学術機関として立命館大学が立地しており、令和6年度には同キャンパス内に新棟が開設され、映像学部・映像研究科および情報理工学部・情報理工学研究科が移転するとともに、教育機関初の「Microsoft Base」が設置されるなど、大学と社会を繋ぐ共創プラットフォーム「TRY FIELD」として民間企業や行政をはじめ多様な主体と連携した共創の取り組みが進められており、学生だけでなく地域に開かれた学びの場として今後の展開が期待されている。

以上を踏まえ、中心市街地においては多くの都市機能が集積しており、本市が目指す「ひと中心のまちなか」の実現に資する都市福利施設がすでに整備されている。今後は、おにクルをはじめとするこれらの既存施設を活用し、訪れた市民が商店街や公園・広場などまちなかの様々なエリアへ回遊し、滞留したくなるような取組を進めることが望ましい。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、必要に応じて、改善措置及び効果の実証を行う。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 おにクル周年イベント

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（共創推進課） / おにクル各指定管理者 / 市民活動団体等		
【事業内容】	ホール、子育て支援、図書館、市民活動、プラネタリウムなど多様な機能があり、吹き抜け「縦の道」など建築的な特徴を有するおにクルにおいて、機能間の連携、異なる主体の連携により相乗効果を発揮する企画を展開するほか、市民・団体が企画・運営するプログラムを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	本市の「共創の中心地」「見本市」として、「おにクル」全館をあげて多様な主体が連携した取り組みや市民活動等を展開することにより、共創施策の推進を図るとともに、各地域の市民・団体等の活動の活発化・活性化につなげることで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】立命館大学コミュニティ共創プロジェクト

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	立命館大学		
【事業内容】	市民、学生、大学教職員などが立場や世代を越えて出会い、つながり、コミュニティを創出するとともに、そこでの交流を通じて新たな気づきや学びを得ることを目的に、地域社会連携等のプロジェクトや一般市民向けの講座を実施し、大学と地域の連携や市民の中心市街地での活動の機会を提供する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民、学生、大学教職員など多様な主体がプロジェクトを通じて活動し、交流することにより、中心市街地への来街機会が増え、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】大学施設活用促進事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	立命館大学		
【事業内容】	大学専用施設の一般利用を促進することで大学施設を地域にも広く活用してもらい、中心市街地への来街機会や活動機会の創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民が大学施設を利用することにより、中心市街地への来街機会が増え、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地人口は0～14歳の若年層や20～30代前半、50代を中心に増加傾向である。また、立命館大学の情報理工学部・情報理工学研究科及び映像学部・映像研究科移転に伴う学生層の増加や、最近の社会背景として、郊外に居住する高齢者を中心に利便性の高い中心部への回帰志向が高まっていることなどから、近年では企業社宅跡地等が分譲マンションに転換され、高齢者やファミリー層が中心市街地に居住する動きも一定見られる。市民アンケートにおいては、現在の中心市街地の印象として居住環境（住みごころ）が「充実」と回答した市民が47.0%と概ね良い評価を受けているものの、一方で市内外から人が訪れる魅力は「少ない」と回答した人が49.5%と最も多く、現在の中心市街地の弱みであると考えられる。

以上を踏まえ、中心市街地において居住環境の向上を図るためには、中心市街地に魅力的な空間の創出が必要と考えられることから、目標の達成に必要な事業を街なか居住の推進のための事業として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】多世代近居・同居支援事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	茨木市（居住政策課）		
【事業内容】	親世帯と子世帯のいずれかが近居・同居する為に市内に転入し、住宅を取得または持ち家をリフォームする費用の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	多世代が支えあって近居・同居することにより、子育てや介護などの各世代が抱える不安軽減が図られ、本市への定住人口の増加につながることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらき健康マイレージ事業

【事業実施時期】	令和４年度～令和７年度		
【実施主体】	大阪府 / 茨木市		
【事業内容】	大阪府の「おおさか健活マイレージ アスマイル」をベースとして、本市の独自オプション機能を加えた「いばらき健康マイレージ事業」を実施。 アプリ上で、ウォークラリーのチェックポイントを市内任意のスポットに設置し、達成者に抽選で特典と交換が可能なポイントを付与することで、市内の魅力を再発見してもらうとともに、市民の健康活動の実践を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標１ 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ウォーキングを通じた身体活動量の増加など、市民の自主的な健康行動の実践をめざすことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 路上喫煙防止等対策事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	茨木市（市民生活相談課）		
【事業内容】	道路、広場等屋外の公共の場所での路上喫煙を防止する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	路上喫煙の防止について、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにし、市民等の安全及び健康的な生活環境を確保することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（文化振興課） / 茨木市文化振興財団 / おにクル指定管理者		
【事業内容】	まちなかでの文化芸術の体験機会を創出し、これまで文化芸術活動の体験・参加機会の少なかった人も、日常の暮らしの中で文化芸術にふれられる機会を充実させる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	これまで文化芸術にふれる機会の少なかった方に対して、商店街や駅等のまちなかでの展開など身近な環境で、気軽に文化芸術活動に参加できる機会・きっかけづくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕経済活力の向上の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地は、昭和45年の大阪万博開催時にJR茨木駅前と阪急茨木市駅前が整備され、現在の市街地が形成されており、両駅間においては古くより複数の商店街が集積している。

中心市街地の商業機能の現状を見ると、中心市街地内の小売業事業所数は、平成26年の258事業所から平成28年に一旦増加したものの、令和3年に244事業所へと減少、売り場面積も平成26年の29,041㎡から令和3年では22,564㎡へと減少しており、市全体に占める割合も減少している。また、小売業年間商品販売額も平成26年の約284億円から平成28年に一旦増加したが、令和3年には約266億へと減少、市全体に占める割合も平成26年の13.4%から令和3年の2.7%へと、大幅に減少している。

衰退の要因としては、大阪市や京都市といった大都市へのアクセスも良く、中心市街地外の近隣にも大規模商業施設や量販店が複数立地していることや、インターネットでの購買機会の増加といった消費者の消費行動の変化が影響していると考えられる。今後は、大都市や大規模商業施設との棲み分けが必要であり、居心地の良い飲食店や回遊したくなる個性的な店舗の集積など、市民ニーズに沿った商業空間への更新が求められる。

第1期に基づく計画以降、様々な主体によるイベントが実施され、中心市街地への来街者の増加に貢献をしており、本計画においてもこれらの取組を継続して実施するとともに、魅力的な商業空間の整備や滞留・回遊を促す取組を実施することで、中心市街地の賑わいづくり及び経済活力の向上に寄与するものと考えられる。

以上を踏まえ、中心市街地においては、市民ニーズに合致した上質な商業空間の形成や、多様な主体が思い思いに過ごせるサードプレイスの創出が必要だと考えられることから、目標の達成に必要な事業を経済活力向上のための事業として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

〔２〕 具体的事業の内容等

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

【事業名】 道路空間活用事業

【事業実施時期】	令和４年度～令和１１年度		
【実施主体】	FIC ベース株式会社		
【事業内容】	道路の占用の特例を活用し、いばらきスカイパレットにオープンカフェを設置し、まちづくり会社が定期的にマルシェやイベントを実施する等、駅前広場を市の玄関口としてふさわしい設えにすることで、市民が訪れ、集まりたくなる商業の場づくりを推進し、賑わいの創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標３ 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	道路の占用の特例を活用し、日常的にいばらきスカイパレットをマルシェ等のイベント開催、市民の滞在・活動の場として利用できる設えにすることにより、市民が訪れ、集まりたくなる駅前空間を実現することで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	道路の占用の特例（法第４１条）		
【支援措置実施時期】	令和７年度～令和１１年度	【支援主体】	
【その他特記事項】			

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 商店街ホリデーマーケット事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課） / FIC ベース株式会社		
【事業内容】	中心市街地内の商店街の店舗前空地や買い物客用駐輪場等の空地、道路空間等を活用し、商店街との連携によるマルシェ等のイベントの企画・運営を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	これまで商店街をあまり利用していない若年層をはじめ多世代が来街し、利用・回遊したくなる魅力的な商業空間の形成と市民等の滞在・活動の場の創出を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】 公共空間活用事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課） / FIC ベース株式会社		
【事業内容】	元茨木川緑地やおにクル、中央公園、商店街駐輪場等の公共空間を活用し、まちづくり会社が定期的に蚤の市等のイベントを実施するとともに、活動したい市民や学生等と関係機関をつなぎ、手続き等をサポートすることにより、多様な主体による中心市街地内の公共空間の活用を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	まちなかの公園や広場、緑地等の利活用について市民等に提案することにより、多様な主体による公共空間活用や共創のまちづくりの実現を目指すことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】 まちづくり会社運営支援事業

【事業実施時期】	令和 1 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	中心市街地の活性化に関する各種事業を行うまちづくり会社の運営支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	まちづくり会社が行う賑わいの創出や魅力向上に向けた経費等を支援することにより、中心市街地の活性化を効率的かつ実効的に推進することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業数を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】 まちなかソフトマネジメント事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	FIC ベース株式会社		
【事業内容】	まちなかで新しい事業や活動を始めたい事業者・プレイヤー・学生・ステークホルダー・地域住民等を繋ぐことにより、主体的な活動を支援する。市や商工会議所等関係機関との連携による各種相談・助言、新規創業・事業展開支援等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	多様な人のチャレンジをまちづくり会社等が支援することにより、多様な主体を繋げ、共創の輪を広げるまちなかプラットフォーム「イバラキクラウド」の具現化をめざすことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業数を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】 市民さくらまつり実施事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	桜の開花期に合わせて市民活動団体や学校などとの連携のもと、公共空間でのさまざまな活動やイベントを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	本市中心市街地への来訪者の増加と賑わいの創出を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】 おにクル周年イベント（再掲）

【事業実施時期】	令和 7 年度（見込み）～令和 11 年度（見込み）		
【実施主体】	茨木市（共創推進課） / おにクル各指定管理者 / 市民活動団体等		
【事業内容】	ホール、子育て支援、図書館、市民活動、プラネタリウムなど多様な機能や、吹き抜け「縦の道」など建築的な特徴を有するおにクルにおいて、機能間の連携、異なる主体の連携により相乗効果を発揮する企画を展開するほか、市民・団体が企画・運営するプログラムを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	本市の「共創の中心地」「見本市」として、「おにクル」全館をあげて多様な主体が連携した取り組みや市民活動等を展開することにより、共創施策の推進を図るとともに、各地域の市民・団体等の活動の活発化・活性化につなげることで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】 IBARAKI JAZZ & CLASSIC FESTIVAL

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	IBARAKI JAZZ CLASSIC FESTIVAL 実行委員会		
【事業内容】	阪急茨木市駅をメインに、中心市街地内の各所に会場を設け、ジャズとクラシックの音楽イベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	各所で誰もが上質な音楽を聴き、音楽の面白さを体験する機会を提供し、中心市街地への来街者の増加と回遊性の向上を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】 茨木フェスティバル

【事業実施時期】	昭和 48 年度～		
【実施主体】	茨木フェスティバル協会		
【事業内容】	官民協働の実行委員会により、毎年 7 月下旬にフェスティバル（ステージイベント、模擬店、参加型企画等）を開催する。（2 日間）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	「みんなで創ろう みんなの祭り」をスローガンに茨木フェスティバルを開催することで、郷土づくりと市民意識の高揚を図ることで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらきイルミフェスタ灯

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	いばらきイルミフェスタ実行委員会		
【事業内容】	官民協働の実行委員会により、12 月～1 月にかけて駅周辺等のメインスポットにイルミネーションを装飾するとともに、商店街や飲食店等にも協力を依頼し、各施設にイルミネーション装飾を行う。点灯期間中、イルミネーションスポットをめぐるWEB 版スタンプラリーやフォトコンテストを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	「まち・ひと・灯り」をスローガンに、イルミネーション及び関連イベントを実施することで、まちの魅力向上と回遊の促進、商業等の活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 まちなかにぎわい空間整備事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和11年度		
【実施主体】	FIC ベース株式会社		
【事業内容】	まちづくり会社が管理する商店街内のレンタルスペース等にゆったりと過ごすことができる飲食店を誘致するとともに、ハンドメイドクリエイター、新規飲食店創業希望者等が低賃料で出店できるチャレンジショップを運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	居心地の良い飲食店の誘致や市内での新たな活動や創業を目指している人へのチャレンジの場の提供により、これまで商店街をあまり利用していない若年層をはじめ多世代が来街し、利用・回遊したくなる魅力的な商業空間の形成を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらき×立命館DAY

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	茨木市（政策企画課） / 立命館大学		
【事業内容】	市の事業・取組に関するブース出展や、大学教員・学生による研究成果の報告会、ワークショップやステージパフォーマンス、体験教室など、子どもから大人まで参加できる多様な企画を各主体連携のもとで実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	市と大学、地域、企業が連携してイベントを開催することで、地域の魅力発信や参加者間での連携交流を促進し、まちの活性化を図ることで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】Asia Week

【事業実施時期】	平成 29 年度～未定		
【実施主体】	立命館大学		
【事業内容】	「国際交流、異文化理解の促進」、「教育・研究の成果発表」、「文化・芸術活動を通じた交流」を中心に、その他「ステージ」、「飲食」、「体験型、展示型企画」をキャンパス内で実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	キャンパスの教学コンセプトのひとつである「アジアのゲートウェイ」を具体化する取組として、「国際交流や異文化理解」、「教育・研究における成果発表」「文化・芸術活動の発信」を主な目的としたイベントを実施することで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】立命館ホッケースクール

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	立命館大学		
【事業内容】	世界基準のホッケー場を備えた立命館大学でホッケースクールを開催し、小学生にホッケーを体験する機会を創出する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	小学生が中心市街地内でスポーツに親しみ、活動する機会を継続して設けることにより、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】ガンバ大阪ジュニア茨木立命館スクール

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	ガンバ大阪		
【事業内容】	ガンバ大阪による幼稚園児から小学生を対象としたサッカースクールを開講することで、青少年の健全育成を図るとともに、中心市街地での活動機会の増加を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	こどもたちが中心市街地内でスポーツに親しみ、活動する機会を継続して設けることにより、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】BOOK TRAVEL

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	茨木市教育委員会 中央図書館		
【事業内容】	緑あふれる元茨木川緑地等、野外でゆったりとした雰囲気の中、好きなスタイルで読書、本を介した人と人との交流を楽しんでもらうイベント。 木陰の読書スペースのほか、飲食や物販、ワークショップのブース、移動図書館やおはなし会、音楽ステージなど、本や読書を身近に感じることができる催しを年 1 回行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	本市の魅力向上と市民の豊かな生活の実現に向けて「本」を介して「憩い」と「賑わい」を楽しむ場として、元茨木川緑地やおにクル芝生広場等、周辺地域を活用したイベントを実施することで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 主体的な空間の利活用に向けた助言・場づくり支援

【事業実施時期】	令和５年度～		
【実施主体】	沿道事業者 / 茨木市（都市政策課）		
【事業内容】	道路空間整備を見据え、沿道事業者等の主体的な空間利活用を促すため、沿道事業者等の興味・関心事の実践に対する助言・支援や利活用空間の創出支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標３ 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	人の活動が景色となる魅力あるメインストリート（中央通り・東西通り）の形成に向けて、道路と沿道が交わる空間において、沿道事業者等による主体的な空間の利活用を促し、空間に小さな変化を起こしながら段階的に仲間（人とのつながり）や活動を広げていくことで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 次なる茨木グランドデザイン推進事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	茨木市（都市政策課）		
【事業内容】	多様な主体の関わりにより人や活動がつながる機会を創出する「イバラキクラウド」の考え方のもと、大学やまちづくりの担い手と専門家などを交えた勉強会や活動の実践などの取組を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	グランドデザインに関わりしるにしながら、多様な主体との活動や体験といった実践による「人・プロセス重視」の取組を積み重ね、新たな出会いや交流などにより、新たな価値の創出や地域の魅力向上を目指すことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらき観光ウォーク

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	茨木市観光協会		
【事業内容】	毎月（7 月 8 月を除く）市内の様々なスポットをボランティアガイドと巡るウォーキングツアーを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ウォーキングを通して、中心市街地を含めた市内の魅力スポットを紹介することで、市の魅力を感じてもらい、来訪者の増加及び回遊の促進を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 黒井の清水大茶会

【事業実施時期】	平成 12 年度～		
【実施主体】	茨木市観光協会		
【事業内容】	茨木神社において、野点、喫茶コーナー、コンサート、茨木市物産振興協会による物産販売等を実施するほか、観光ガイドによる近隣のガイドウォークを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	名水と言われた茨木神社の「黒井の清水」と「茶の湯」の文化を継承する秋の恒例行事として実施。歴史的魅力を発信し、茨木市の観光分野の発展とまちなかの賑わい創出を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 茨木音楽祭

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	茨木音楽祭実行委員会		
【事業内容】	中央公園グラウンドをはじめ、中心市街地内の施設や店舗等も会場として、各所でプロ・アマチュアのミュージシャンによる音楽イベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	「音楽を通じたまちの活性化」をコンセプトに、中心市街地各所で物販や音楽ステージを催すことで、中心市街地への来街者の増加と回遊性の向上を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 茨木麦音フェスト

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	茨木麦音フェスト実行委員会		
【事業内容】	中央公園グラウンドにおいて、全国各地のクラフトビール・地元の飲食店の出店とロックパフォーマンスを組み合わせたイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	全国各地のクラフトビール、地元のフード、ロックミュージックという 3 つの魅力を集めて広域からの誘客を図るとともに、茨木市の認知度向上と総合的な地域活性化を図ることで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】IBARAKI DANCE STREET

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	IBARAKI DANCE STREET 実行委員会		
【事業内容】	中央公園グラウンドにおいて、北摂近隣で活躍するダンスインストラクターによるパフォーマンスや参加型のダンスバトル等のイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	市の中心部でダンスパフォーマンスイベントを開催することにより、市内外からの誘客及びまちの活性化を図ることで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】阪急沿線観光あるき

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	阪急沿線観光あるき実行委員会		
【事業内容】	ウォーキングアプリに、「阪急沿線観光あるきコース」を設定し、各市の名所を盛り込んだウォーキングコースを掲載する。 また、観光ボランティアガイドによる、観光スポットや隠れた名所をめぐるウォーキングイベントを実施する。(年 1 回)		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	阪急沿線の自治体と阪急電鉄株式会社が共同で、地域の魅力を発信することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 茨木市創業促進事業補助金

【事業実施時期】	平成 15 年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	市内での新規創業者に対して、中小企業診断士による創業相談を経て、テナントの改装工事費・賃借料及び法人設立経費に要する経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	茨木市内で創業する個人又は新たに設立した法人に対し、市が補助金を交付することにより、本市における創業を促進し、もって市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらきロカボア

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	いばらきイルミフェスタ実行委員会		
【事業内容】	市内産の農産物・加工品を使った「ロカボア対象商品」の提供を要件に参加店舗を募り、イベント期間中に、対象店舗をスタンプラリー形式で巡る食のイベント。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標１　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	「ロカボア」とは、地元を意味する「ローカル」に「～を食べる」の意味を持つ接尾語「vore」をあわせた造語。地産地消の促進と、市内飲食店の認知度向上を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金

【事業実施時期】	平成 14 年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	市民または市内法人が行う既存の小売店舗等のリニューアル、または、中心市街地・商店街での飲食店・小売店の新規出店について、テナント改装工事費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	小売店舗等の改築又は改装工事に対して市が補助金を交付することにより、市内の商業施設の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】茨木ヴィンテージカーショー

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	茨木ヴィンテージカーショー実行委員会		
【事業内容】	中央公園グラウンドにおいて、欧州、アメリカ、日本のヴィンテージカーの展示、飲食店が出店するイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	ヴィンテージカーの展示を通して、オーナーには茨木を知る機会を、市民にはヴィンテージカーを身近に感じて楽しむ機会を提供し、市内外からの誘客とまちの活性化を図ることで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 商店街・小売市場振興事業補助金

【事業実施時期】	昭和 54 年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	商店街及び小売市場が実施するハード整備・ソフト事業について、経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	市内の商店街及び小売市場が行う商業振興事業に対し、市が補助金を交付することにより、市内商店街及び小売市場の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 まちのにぎわい事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～		
【実施主体】	茨木商工会議所		
【事業内容】	ガンバルフェスタ（年 2 ～ 3 回）：中心市街地内に会場を設け、市内商業者やハンドメイド作家による出店イベントを実施。 まちゼミ：商店主が講師となって、各店舗で消費者を対象とした少人数制のセミナーを開催。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	商業者の認知向上及び販売促進の機会の充実を図り、魅力的な商業機能の向上及び来街者の増加を図ることで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらきバル

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	いばらきバルフェスタ協会		
【事業内容】	ＪＲ茨木駅周辺から阪急茨木市駅周辺において、「バルメニュー」の提供を要件に参加店舗を募り、イベント期間中に「バルパスポート」の購入・提示で「バルメニュー」を食べ歩くイベント。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地の飲食店を中心とした魅力ある店舗の情報を発信し、来店客獲得につながるイベントを通して、街全体の賑わいを創造し、街も人も元気になるようなイベントをめざすことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 産業活性化プロジェクト促進事業補助金

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	市内事業者等が実施する「認知度向上事業」「付加価値向上事業」について、その経費の一部を補助する。 認知度向上事業：市内の事業者及び商品等の認知度を高め、販売促進に資する事業。 付加価値向上事業：市内で付加価値の高い商品等を開発する事業。 ※いずれも、特定の事業者の利益増進に限定される事業は除く。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市内事業者が実施する市内産業の活性化につながる事業に対し、市が補助金を交付することにより、民間の主体的な取組を促進し、もって市内産業の振興及び地域経済の活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】地域魅力アップイベント創出育成事業補助金

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	市民団体等が実施する、市内外からの誘客を図る一定規模のイベント実施について、その経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	観光客の誘客及び市の知名度向上に寄与するイベントを実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより、観光振興及びブランド化を促進し、もって観光がもたらす誘客宣伝効果によって商工業の振興及びまちの活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】茨木市農業祭

【事業実施時期】	昭和 50 年度～		
【実施主体】	茨木市農業祭実行委員会		
【事業内容】	茨木市、茨木市農業委員会、JA 茨木市や農林業団体など主催 6 団体を中心となって、茨木産農林産物の販売や農林産物品評会の開催、市内産木材を使った木工体験等を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	市内農林産物の展示・販売を行い、まちと里山の交流を推進することで、市民に農林業の役割について理解と認識を深めていただくとともに、農林業の活性化を図ることで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実（再掲）

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（文化振興課） / 茨木市文化振興財団 / おにクル指定管理者		
【事業内容】	まちなかでの文化芸術の体験機会を創出し、これまで文化芸術活動の体験・参加機会の少なかった人も、日常の暮らしの中で文化芸術にふれられる機会を充実させる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	これまで文化芸術にふれる機会の少なかった方に対して、商店街や駅等のまちなかでの展開など身近な環境で、気軽に文化芸術活動に参加できる機会・きっかけづくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】公共空間の利活用推進

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（文化振興課） / 茨木市文化振興財団 / おにクル指定管理者		
【事業内容】	駅前や道路、公園等を、文化芸術にふれる、文化芸術を表現する「場」として、そこに集う人々の交流や活動がまちの景色となる魅力ある公共空間となるよう利活用を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	公共施設に限らず、どこでも文化芸術にふれられる場づくりの実現をめざすことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地は、本市の玄関口である JR 茨木駅及び阪急茨木市駅が位置しており、大阪方面から約 15 分、京都方面から約 20 分と快適な交通アクセスが魅力であり、市内の移動についても、両駅から民間バス 3 社の運行により結節され、本市の多様な都市機能や広域交通結節点の機能を有し、多核ネットワーク型都市機能の拠点となっている。

本市では、まちの魅力向上や賑わいに寄与する茨木フェスティバルやまちづくり会社によるえきまえマルシェなど大小様々なイベントが開催されている。また、立命館大学をはじめ、数多くの大学が立地していること、市北部地域の安威川ダム周辺に様々な野外アクティビティを楽しめるダムパークいばきたがオープン（一部整備中）したこと、国内プロサッカーリーグ屈指のチームであるガンバ大阪のホームタウンであり、国際 A マッチが開催可能な万博のスタジアム（隣接市であるが JR 茨木駅が主なアクセス）に近いこと、中心市街地内には中央公園や元茨木川緑地、おにクルなどの公共空間が集積していることなど、多くの地域資源がある。

これらの地域資源を活かすためにも、今後は、歩いて楽しい中心市街地とするための交通環境の充実や、広域ネットワークのハブとなる交通結節機能の強化を進めるとともに、アクセス性の向上とバリアフリー化のさらなる推進、市の玄関口である両駅前の道路空間の活用などが求められる。

以上より、目標の達成に必要な事業を公共交通機関の利便性の増進を図るための事業、特定事業及び措置として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

〔２〕 具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

【事業名】 道路空間活用事業（再掲）

【事業実施時期】	令和４年度～令和１１年度		
【実施主体】	FIC ベース株式会社		
【事業内容】	道路の占用の特例を活用し、いばらきスカイパレットにオープンカフェを設置し、まちづくり会社が定期的にマルシェやイベントを実施する等、駅前広場を市の玄関口としてふさわしい設えにすることで、市民が訪れたくなり、集まりたくなる商業の場づくりを推進し、賑わいの創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標３ 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	道路の占用の特例を活用し、日常的にいばらきスカイパレットをマルシェ等のイベント開催、市民の滞在・活動の場として利用できる設えにすることにより、市民が訪れたくなり、集まりたくなる駅前空間を実現することで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	道路の占用の特例（法第４１条）		
【支援措置実施時期】	令和７年度～令和１１年度	【支援主体】	
【その他特記事項】			

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 JR 茨木駅西口エスカレーター設置事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	JR 茨木駅西口付近において、駅利用者の利便性向上を図るため、エスカレーターを設置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	JR 茨木駅を介した東西のアクセス性を高めるために、西口近傍にエスカレーターを設置し、歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 市役所前線整備事業（仮称）（再掲）

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	市庁舎とおにクルの間に位置する市役所前線を歩行者中心のランドスケープ的な空間として整備することにより、市庁舎と「おにクル」間の移動の安全性を確保するとともに、芝生広場に隣接するパーク機能としての価値向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	歩行者中心のランドスケープ的な空間の整備を行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 JR 茨木駅西口再整備検討事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	JR 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について、再整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図るとともに、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	JR 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 阪急茨木市駅西口再整備検討事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口駅前広場及びその周辺地区について、隣接する複合商業施設である駅前ビルの民間事業者による建て替え検討と合わせて再整備を検討し、新たな魅力と市民の滞在・活動の場の創出を図り、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	阪急茨木市駅西口駅前広場及びその周辺地区について交通の輻輳等の課題解決を図るとともに、市民が憩い、滞在できる居心地の良い駅前空間を実現することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 路上喫煙防止等対策事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	茨木市（市民生活相談課）		
【事業内容】	道路、広場等屋外の公共の場所での路上喫煙を防止する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	路上喫煙の防止について、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにし、市民等の安全及び健康的な生活環境を確保することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

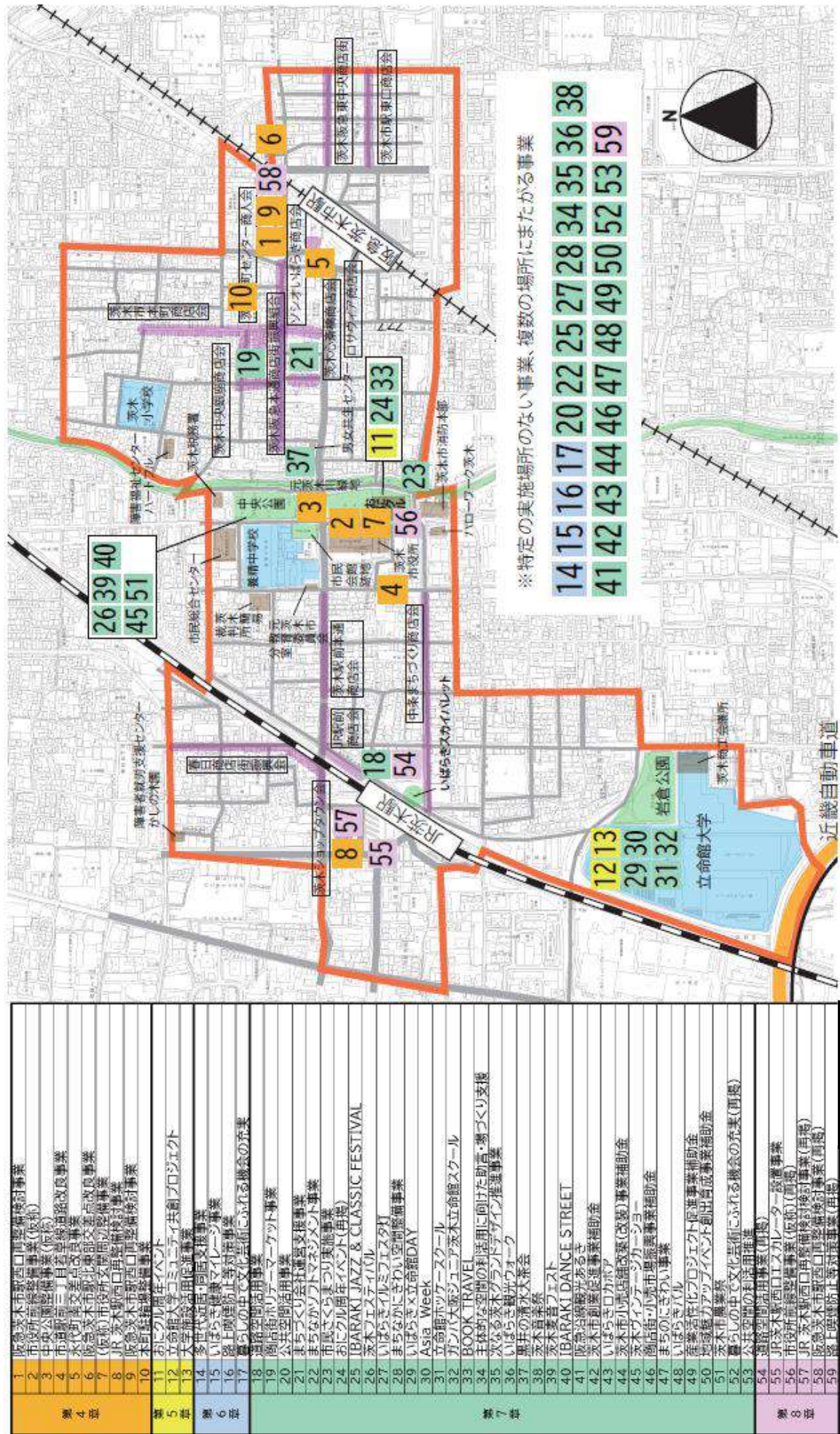


図 8-1 事業区域図

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

本市では、中心市街地活性化に係る庁内連絡調整のため、茨木市中心市街地活性化連絡会議を組織し、本計画の検討を進めた。

表 9-1 庁内連絡会議の開催状況

開催日		案件
第1回連絡会	令和6年 5月23日	(1) 茨木市中心市街地活性化基本計画策定について (2) 今後の進め方について
第1回幹事会	令和6年 9月25日	(1) 第2期中心市街地活性化基本計画策定状況について (2) 茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けたパブリックコメント実施について (3) 今後の進め方について

表 9-2 茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員

	所 属		役職
1	副市長		
2	総務部		部長
3	企画財政部		部長
4	市民文化部		部長
5	福祉部		部長
6	健康医療部		部長
7	こども育成部		部長
8	産業環境部		部長
9	都市整備部		部長
10	建設部		部長
11	教育委員会	教育総務部	部長
12	総務部	総務課	課長
13	企画財政部	政策企画課	課長
14	企画財政部	財政課	課長
15		財産活用課	課長
16		まち魅力発信課	課長
17		地域コミュニティ課	課長
18	市民文化部	共創推進課	課長
19		文化振興課	課長
20		スポーツ推進課	課長
21	福祉部	地域福祉課	課長
22	健康医療部	医療政策課	課長
23	こども育成部	こども政策課	課長
24		保育幼稚園総務課	課長
25		保育幼稚園事業課	課長
26	産業環境部	商工労政課	課長
27		環境政策課	課長

28	都市整備部	都市政策課	課長
29		居住政策課	課長
30		審査指導課	課長
31		市街地新生課	課長
32	建設部	建設管理課	課長
33		交通政策課	課長
34		道路課	課長
35		公園緑地課	課長
36	教育委員会 教育総務部	教育政策課	課長
37		社会教育振興課	課長
38		歴史文化財課	課長

(令和6年7月現在)

表 9-3 茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属		役職
1	都市整備部		部長
2	産業環境部		部長
3	企画財政部	政策企画課	課長
4		財産活用課	課長
5		まち魅力発信課	課長
6	市民文化部	共創推進課	課長
7		文化振興課	課長
8	健康医療部	医療政策課	課長
9	産業環境部	商工労政課	課長
10	都市整備部	都市政策課	課長
11		居住政策課	課長
12		市街地新生課	課長
13	建設部	建設管理課	課長
14		交通政策課	課長
15		道路課	課長
16		公園緑地課	課長

(令和6年7月現在)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

本市では、中心市街地活性化の推進に関して、必要な事項について協議を行うために、中心市街地活性化法第 15 条第 1 項の規定に基づき、茨木市観光協会と茨木商工会議所が共同設置者となり、平成 27 年 7 月 10 日に「茨木市中心市街地活性化協議会」（以下、「協議会」）を設置した。

内閣府

申請 ↓ 認定

中心市街地活性化基本計画

現状・課題・目標

ハード事業 | ソフト事業

茨木市中心市街地活性化連絡会議（幹事会）

【役割】

- 中心市街地の活性化が図れるよう庁内関係各課の調整を行う。

【構成メンバー】

- 岡副市長
- 関係部課

報告 ↑ 意見 ↓

計画作成

実施事業に関する協議・調整

茨木市中心市街地活性化協議会（専門部会）

【役割】

- 市作成の中心市街地活性化基本計画に定める事項について、協議又は調整を行う。
- 中心市街地活性化に資する民間事業メニューの具体化の検討

【構成メンバー】

- 中心市街地整備推進機構（茨木市観光協会）
- 茨木商工会議所
- 茨木市関係部局
- 中心市街地における商店会
- 中心市街地におけるイベント等実施者、事業者
- 学識経験者（立命館大学、追手門学院大学） など

外部組織（法第15条）

【茨木市中心市街地活性化協議会】

【役割】

- 中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議を行う。
- 茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画に定める事項に対して意見の陳述を行う。

【構成メンバー】

- 協議会設置者（中心市街地整備推進機構（茨木市観光協会） 茨木商工会議所）
- 茨木市
- 中心市街地における商店会の代表者
- 学識経験者（立命館大学、追手門学院大学） など

意見

図 9-4 協議会委員

団体・役職名		根拠法令
FIC ベース株式会社	代表取締役	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	専務理事	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 都市整備部	部長	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 経営学部	教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学 地域創造学部	准教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)
(株)ガンバ大阪 事業本部 パートナー推進部 ホームタウン担当	部長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

85

(2) 協議会・専門部会の開催状況

表 9-5 協議会の開催状況

開催日		主な検討項目
第1回	平成27年 7月10日	・茨木市中心市街地活性化協議会の設立について ・茨木市中心市街地活性化に向けた取組について
第2回	平成28年 2月1日	・基本計画（案）について ・事業者ヒアリングの結果報告
第3回	平成28年 6月28日	・内閣府事前協議の結果報告 ・コア事業に関する意見交換
第4回	平成28年 10月12日	・市民アンケート調査の設計に関する議論 ・公共空間活用についての意見交換
第5回	平成28年 12月22日	・場を開く社会実験に関する意見交換 ・市民アンケート調査結果の報告 ・基本計画案について意見交換
第6回	平成29年 2月21日	・場を開く社会実験の結果報告 ・基本計画案について意見交換
第7回	平成29年 11月15日	・基本計画（案）における数値目標について意見交換 ・まちづくり会社に関する意見交換
第8回	平成30年 2月16日	・内閣府協議結果の概要報告と対応 ・中心市街地の現状分析と課題・方針、主な実施予定事業等
第9回	平成30年 5月14日	・内閣府協議経過 ・まちづくり会社について ・次なる茨木・グランドデザイン（案）
第10回	平成30年 7月23日	・中心市街地活性化基本計画に関する内閣府協議等の経過報告と進捗状況について ・まちづくり会社の検討状況について
第11回	平成30年 11月5日	・中心市街地活性化基本計画策定に向けたパブリックコメントの実施について ・まちづくり会社の検討状況について
第12回	平成31年 3月26日	・中心市街地活性化基本計画策定に向けた現状と課題、基本計画に記載する茨木市中心市街地活性化協議会の意見書について ・まちづくり会社の現状について
第13回	令和2年 4月7日	・茨木市中心市街地活性化協議会委員の追加及び変更について ・茨木市中心市街地活性化協議会規約の改訂について
第14回	令和2年 5月29日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第15回	令和3年 5月7日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第16回	令和3年 12月20日	・基本計画の変更申請について

第17回	令和4年 4月27日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第18回	令和4年 12月19日	・基本計画の変更申請について
第19回	令和5年 4月26日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第20回	令和6年 4月30日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について ・茨木市中心市街地活性化基本計画（第2期）の策定に向けた検討状況について
第21回	令和6年 9月18日	・第2期中心市街地活性化基本計画（案）についての意見交換 ・市民アンケート調査結果の報告 ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた協議会の意見書について ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けたパブリックコメント実施について

図 9-6 専門部会の開催状況

開催日		主な検討項目
第1回	平成27年 8月24日	・茨木市中心市街地の現状と課題について ・ガンバ大阪提案事業について
第2回	平成30年 5月14日	・基本計画策定状況について ・基本計画掲載事業について

(3) 茨木市中心市街地活性化協議会からの意見書

令和6年9月18日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市中心市街地活性化協議会
会長 加藤 眞一

第2期茨木市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

令和6年9月10日付け茨市街第650号にて貴市より照会のありました「茨木市中心市街地活性化基本計画（案）」について、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

茨木市におかれましては、令和元年12月に茨木市中心市街地活性化基本計画の認定を受け、「中心商業機能の質の更新」、「滞在・活動の場の創出」を目標に様々な事業に取り組んでおり、令和7年3月までの計画期間を満了されようとしています。

令和5年11月に主要事業である文化・子育て複合施設「おにクル」が開館し、多くの市民が滞在・活動する景色が見られ、目標指標の歩行者通行量及び新規出店数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても、高水準を維持し、概ね目標を達成している状況にあります。

しかしながら、今後は本市においても人口減少による消費の縮小、働き手の減少等による地域全体の活力の低下が懸念されるほか、交通環境の改善や公共空間の更なる活用は継続して取り組むべきと考えます。

第1期の基本計画の成果と課題をもとに「共創による幸せや豊かさを共感できるひと中心のまちなか」の実現に向けて、中心市街地の活性化を推進するため、当協議会の意見として下記のとおり取りまとめましたので、ご検討を賜りますようお願い申し上げます。

1. 茨木市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について

第2期基本計画（案）は第1期基本計画の十分な検証結果や当協議会における協議を踏まえた内容であり、茨木市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものと認めます。

2. 中心市街地の活性化の実現に向けて

(1) 歩いて楽しい徒歩圏の実現について

歩いて楽しい徒歩圏として中心市街地が市民に利用されるには、安全・安心に移動できる歩行者空間の確保や渋滞解消といった交通環境の整備、歩きたくするような沿道空間の利用促進など、「ひと中心のまちなか」の実現に向けた取組を早急に進めていくべきと考えます。

また、まちなかの回遊や滞在時間の向上が図られるよう、定期的なイベント開催などのソフト事業の充実や沿道事業者の機運醸成などの支援体制の強化に努められるよう要望します。

(2) 魅力的な都市空間の整備・誘導について

中心市街地の賑わいと商業機能の活性化を図る上で、市民が立ち寄りやすく訪れる目的となる場所の創出は重要であると考えます。

中心市街地の「2コア1パーク&モール」の都市構造を活かし、阪急茨木市駅、JR 茨木駅周辺の再整備の推進及び広場等の滞留機能の充実や、商店街をはじめとする中心市街地内への魅力的な個店の集積を促すとともに、市民や民間事業者、大学等との連携により、魅力的な沿道空間の形成やまちづくり会社等によるそれらの取組が引続き支援されることを要望します。

(3) 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現について

中心市街地全体の賑わいを創出する上で、公共空間を市民の憩いや活動の場として活用していくことは重要な取組であると考えます。

そのため、多様な主体が日常的に利活用できるような仕組みや環境の整備が必要です。恒常的な賑わいをもたらすため、新たに活動や事業を始めたい人への支援及びまちなかの情報発信などのソフト事業の展開とともに、多くの方々がつながり、共感しあえる場・拠点づくりに今後とも取組まれることを要望します。

3. 官民連携による活性化施策の推進について

第2期茨木市中心市街地活性化基本計画(案)を総合的かつ一体的に推進するため、当協議会が中核的な役割を担い、民間活力の導入や情報交換など、茨木市と密接に連携を図りながら官民連携による活性化施策の推進に積極的に取り組んでまいりますので、これからもご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 茨木市中心市街地活性化協議会の規約

茨木市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）及び茨木商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、茨木市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、茨木市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局は、茨木市岩倉町2番150号の茨木商工会議所内に置く。
2 事務局の運営に必要な事項は、茨木商工会議所が処理する。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）
- (2) 茨木商工会議所
- (3) 茨木市
- (4) 法第15条第1項第1号ロ（F I Cベース株式会社）
- (5) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者

- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第5号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第5号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第8条 会長は、法第15条第1項第1号ロ（F I Cベース株式会社）の代表取締役をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、茨木商工会議所専務理事及び茨木市都市整備部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

- 第9条 委員は、構成員のうち第6条各号に掲げる者から会長が指名する者とする。
- 2 会長及び副会長、並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

(会議)

- 第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。なお、当該構成員が出席できない場合は、当該構成員の指名する者を代理として出席させることができる。
- 5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

- 第11条 構成員等がやむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その構成員は会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急に要する事項または簡易な事項については、書面により委員及び構成員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第 12 条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会の設置)

第 13 条 法第 9 条第 2 項各号に掲げる事項について必要な調査又は研究を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 14 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

2 協議会の設立の日の属する事業年度は、設立の日から 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 4 月 7 日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(a) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①過去の取組に対する評価

「1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針」の「[1] これまでの中心市街地の活性化に関する取組」において、取組の効果と課題等について記載。

②統計的データ等による客観的な把握・分析

「参考資料」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、データを活用した地域の現状等について記載。

③地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

令和 6 年 5 ～ 6 月に茨木市中心市街地活性化基本計画策定に関するアンケートを実施。
「参考資料」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」において、アンケート調査を活用した地域住民の意向等の分析を記載。

④基本計画（案）に対する市民の意見

基本計画（案）に対する市民の意見を広く聴くため、令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 10 月 25 日まで市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、計画策定の参考とした。

(b) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

本市の中心市街地では、平成 16 年 11 月に策定された旧茨木市中心市街地活性化基本計画に基づき、空き店舗活用や多種多様なイベントの開催等、市民・事業者等による主体的な取組が盛んに行われてきた。

平成 30 年には文化複合施設の整備に向けて、市民会館跡地エリア「IBALAB（イバラボ）市民会館跡地活用」と称し、中央公園北グラウンド南側に実験的に設置した芝生広場において、ワークショップを経て出されたアイデアを元に様々な市民主体の取組を実施してきた。また、第一期中心市街地活性化基本計画の期間中は、市民や商工会議所、民間事業者と協力しながら、公共空間を活用した社会実験を実施してきた。

本計画においても、これまでの取組を継承しつつ、中心市街地活性化協議会において、市民・事業者等と連携した取組を一体的に推進することで、より大きな相乗効果を発揮することを目指す。